

令和5年6月23日

養父市議会議長 西田 雄一様

総務文教常任委員会
委員長 谷垣 満

委員会審査報告書

令和5年6月9日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日
令和5年6月16日（金）
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第40号	養父市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決 すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

議案第40号 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

【質疑】 所得割の比率が減って均等割・平等割の比率が増えている。保険料の県下統一に向かっているが、被保険者の実情は自治体ごとに異なる。保険料率や応能・応益割合の比率は市独自で定められるのか。また、現在ある基金（国民健康保険給付費準備基金）は県下統一後も市に残るのか。

【答弁】 県が示す標準保険料率と比較して、本市は応能割合が高く応益割合が低かったため、県下統一に向けて段階的に補正している。県は令和9年度に標準保険料率を統一し、原則、令和12年度に実際に徴収する保険料の統一を目指しており、将来的には市独自で定めることができなくなる。基金は市に残るが、令和12年度の県下完全統一後は基金による保険料の引下げはできないため、統一に向けた移行期間中に有効に活用していく。